

国際獣疫事務局（OIE）によるBSEステータス認定の申請について

今般、我が国の BSE ステータス認定の申請に必要な資料を作成し、OIE に対して、BSE ステータス認定を申請しましたのでお知らせします。

1. 農林水産省は、厚生労働省の協力を得て、我が国の BSE ステータス認定の申請に必要な資料を作成し、本日、OIE に対し、我が国の OIE 常任代表を通じて、BSE ステータス認定を申請しましたのでお知らせします。
2. 我が国の BSE ステータスについては、OIE の専門家による審査を経て、来年 5 月に予定されている OIE 総会で決定されます。

【参考】

- ・ OIE は、加盟国の申請に応じ、当該国の BSE 対策（肉骨粉等の輸入規制、飼料規制及びサーベイランス）を科学的に評価し、BSE ステータス※を認定。

※ 「無視できるリスク」、「管理されたリスク」

- ・ OIE は、現在の基準による認定が開始された平成 18 年以降、豪州、ニュージーランド等の 10 か国を「無視できるリスク」に、米国、カナダ、英国等の 31 か国・地域を「管理されたリスク」に認定しています。

添付資料の掲載日は 21 年 5 月 20 日です。

＜添付資料＞

- ・ BSE ステータス申請書の概要
- ・ BSE ステータス申請書（英文）
- ・ BSE ステータス申請書（仮訳）

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：川本

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>